

平成 26 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社BCJ-12  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社マクロミル株券等（証券コード 3730）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社BCJ-12（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 11 日、株式会社マクロミル（コード番号：3730 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 25 年 12 月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 26 年 1 月 31 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

## 記

### 1. 本公開買付けの概要

#### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社BCJ-12  
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

#### (2) 対象者の名称

株式会社マクロミル

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権
  - i) 平成 21 年 7 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成 21 年 7 月 29 日から平成 28 年 7 月 15 日までとされているもの。以下「第 6 回新株予約権」といいます。）
  - ii) 平成 21 年 7 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成 23 年 7 月 16 日から平成 28 年 7 月 15 日までとされているもの。以下「第 7 回新株予約権」といいます。）
  - iii) 平成 22 年 9 月 3 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）
  - iv) 平成 24 年 8 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といい、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）
- ③ 新株予約権付社債  
平成 23 年 8 月 3 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
65,366,695 (株)	43,577,797 (株)	—(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (43,577,797 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (43,577,797 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (65,366,695 株) を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 25 年 12 月 6 日に提出した自己株券買付状況報告書 (以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。) に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 (63,274,150 株) に、(i) (ア) 対象者が平成 25 年 9 月 26 日に提出した第 14 期有価証券報告書 (以下「対象者第 14 期有価証券報告書」といいます。) に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権 (600 個)、第 7 回新株予約権 (999 個)、第 8 回新株予約権 (145 個) 及び第 9 回新株予約権 (9,779 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。) を除いた数の新株予約権 (第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個) の目的となる対象者の普通株式 (以下「対象者普通株式」といいます。) の数 (2,476,600 株) 並びに (イ) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (165 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。) を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (151 個) の目的となる対象者普通株式の数 (3,114,687 株) をそれぞれ加えた株式数 (68,865,436 株) から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (3,498,741 株) を控除した株式数 (65,366,695 株) です。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 (63,274,150 株) に、(ii) (ア) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権 (600 個)、第 7 回新株予約権 (999 個)、第 8 回新株予約権 (145 個) 及び第 9 回新株予約権 (9,779 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。) を除いた数の新株予約権 (第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個) の目的となる対象者普通株式の数 (2,476,600 株) 並びに (イ) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (165 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。) を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (151 個) の目的となる対象者普通株式の数 (3,114,687 株) をそれぞれ加えた株式数 (68,865,436 株) から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (3,498,741 株) を控除した株式数 (65,366,695 株) の 3 分の 2 に相当する株式数 (小数点以下第一位を切上げ) となります。

(注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注6) 公開買付期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 12 月 12 日（木曜日）から平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| ① 普通株式          | 1 株につき金 786 円                    |
| ② 新株予約権         |                                  |
| i) 第 6 回新株予約権   | 1 個につき金 206,400 円                |
| ii) 第 7 回新株予約権  | 1 個につき金 206,400 円                |
| iii) 第 8 回新株予約権 | 1 個につき金 181,200 円                |
| iv) 第 9 回新株予約権  | 1 個につき金 62,400 円                 |
| ③ 新株予約権付社債      | 額面 10,000,000 円につき金 16,212,822 円 |

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（61,097,380 株）が買付予定数の下限（43,577,797 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 26 年 2 月 1 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	59,490,310 株	59,490,310 株
新株予約権証券	1,400,800 株	1,400,800 株
新株予約権付社債券	206,270 株	206,270 株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株

株 券 等 預 託 証 券 ( )	一株	一株
合 計	61,097,380 株	61,097,380 株
(潜在株券等の数の合計)	(1,607,070 株)	(1,607,070 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	610,973 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.47%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	630,488 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）に対象者が平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日として行った対象者の株式 1 株を 2 株に分割する株式分割の効果を反映した議決権数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者普通株式（自己株式を除きます。）、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（63,274,150 株）に、(ii) (7) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権（600 個）、第 7 回新株予約権（999 個）、第 8 回新株予約権（145 個）及び第 9 回新株予約権（9,779 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。）を除いた数の新株予約権（第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個）の目的となる対象者普通株式の数（2,476,600 株）並びに (i) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権（165 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権（151 個）の目的となる対象者普通株式の数（3,114,686 株）をそれぞれ加えた株式数（68,865,436 株）から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（3,498,741 株）を控除した株式数（65,366,695 株）に係る議決権の数（653,666 個）を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

- ② 決済の開始日

平成26年2月10日（月曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社BCJ-12  
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上